

一般社団法人三重県畜産協会会長理事 様

三重県農林水産部長



畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日  
付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）別紙 2 の第 5 の 1（2）  
に定める都道府県からあらかじめ示される方針について

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27  
生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）別紙 2 の第 5 の 1（2）に定める都道府  
県からあらかじめ示される方針については、以下のとおり定めましたので、ご了  
知いただくと共に、事業の適切な実施にご配慮をお願いします。

なお、貴会員へは貴職より通知をお願いします。

記

1. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）の実施にあたって  
の本県の地域の実態に応じた政策課題については、以下のとおりとする。
  - ・飼養規模の拡大・飼養管理の改善
  - ・労働負担の軽減
  - ・自給飼料の拡大
  - ・畜産環境問題への対応
  - ・担い手の育成
  - ・新規就農者の確保
  - ・その他都道府県が定める課題※

※本県が定める課題については、以下のとおり

  - ①農場 HACCP 認証取得へ向けた取組
  - ②新たな需要開拓に向けた取組
  - ③消費者の需要に合った生産物の供給
2. 複数の中心的な経営体が同一政策課題の取組を行う場合の優先順位について  
は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）別添「機械導  
入事業の優先順位の決定に係る基本方針」2①および②で示される考え方によ  
り、協議会内で優先順位付けを行うこととする。

事務担当：農林水産部畜産課 前川  
電話：059-224-2541/FAX：059-223-1120